

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大町市

1 促進計画の区域

大町市の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画における区域は、土地利用状況、人口、産業、歴史、文他等の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮し、平・大町、常盤、社、八板、美麻の5区域とし、別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 大町市の現状

大町市は県の北西部に位置し、西側に日本の屋根といわれる急峻な後立山連峰を擁し、東側にはなだらかな起伏を呈する東山低山帯が形成されており、この2つの間をフォッサマグナが走る地形となっている。全耕地面積に占める水田の割合は85%に上る。気象的には内陸性気候地帯であり、日本海側気候に区分されるが、中央高地式気候を示す地域も存在する。気温は概して低温であり、冬期は積雪が多く、また降霜期間は11月上旬から5月中旬にまでおよぶ。このため施設園芸等には耐雪構造の施設や暖房施設等が必要になり、生産コストが極めて高額になるなど厳しい状況にある。

当市は前述のとおり水稻単作地帯であるが、水稻以外では、りんご栽培が盛んといえる。それ以外の品目においては、そば・麦・大豆・アスパラガス・加工用トマトなどが転作用の作物として栽培されている。

耕作地は山間傾斜地にも多く、小規模に分散されていることによる生産性向上の阻害や、野生鳥獣による農作物被害など不利な生産条件にある。ほ場整備事業を積極的に導入するなどして、生産性の高い農業の確立を目指して不利な条件の克服を目指しているが、農業者の高齢化や農業後継者不足による耕作放棄地の増加等が懸念されるため、担い手農家等に農地を集中した効率的利用や、地域が一体となって農地・農道・水路を持続的に保全していく取り組みが不可欠といえる。

また、作業の効率化等によるコスト削減、環境に配慮した安全・安心な農業や6次産業化事業による高付加価値化、農産物の国外輸出等、様々な取り組みについて複合的な実施が求められる。

(2) 各区域の特徴

平・大町区域

各水系に分かれて広範囲に農地が分布していること、および中山間地域が多いことから、農地流動化や農作業委託などにより、農用地の集約と保全を図るとともに、生産性の向上に努める。また市街地から近い区域については、観光と有機的に連携する土地利用も検討する。

常盤区域

常盤区域は優良農用地が多く整備されている一方、西側には中山間地域も存在している。このため、公害の防止、自然環境の保全及び田園風景の景観形成に配慮しつつ、優良農用地の保全を図りながら、より機能性の高い土地利用を図る。

社区域

主要地方道大町明科線から高瀬川にかけて優良農用地が広がる一方、東側には中山間地域も存在している。このため、農業の振興を進めながら農地流動化や農作業委託などを推進し、優良農用地の保全と耕作放棄地の解消を図る。また歴史的な文化財と仁科の里の風景など景観に配慮した土地利用も検討する。

八坂区域

山間急傾斜地が多く、豪雨などによる土砂災害への対策や、人口減少、耕作者の高齢化、耕作放棄地の増加などが課題となっているため、耕作放棄地の解消と有効活用を図り、棚田など農山村の原風景と豊かな自然に配慮した土地利用を推進する。

美麻区域

市の北東部に位置する農山村地域で、かつては、麻の特産地として知られ、いたるところに小脈が起伏し全体的に急峻で複雑な地形をなしており、豊かな自然と里山の景観を形成する。一方で人口減少、耕作者の高齢化、耕作放棄地の増加、豪雨などによる土砂災害への対応が課題となっている。恵まれた自然環境と景観に配慮した土地利用を推進する。

(3) 大町市における促進計画の目標

(1)、(2)を踏まえ、各区域ともに法第3条第3項第1号事業を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を目指すとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。

(1)、(2)を踏まえ、各区域ともに法第3条第3項第2号事業を推進することにより、耕作放棄地等の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能の確保を目指す。

(1)、(2)を踏まえ、大町市全域において法第3条第3項第3号事業を推進することにより、農業が本来有する自然環境機能を維持・増進させ、より環境保全に効果の高い営農活動の普及を目指す。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平・大町、常盤、社、八坂、美麻	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	平・大町、常盤、社、八坂、美麻	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	大町市全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針(長野県)の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象地域及び対象農用地

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地地域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

大町市全域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び、採草放牧地8度以上15度未満）

（a）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）

（2）集落協定の共通事項

1）連携する未実施集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると大町市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が40戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると大町市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次のとおりである。

ア 大町市農業経営基盤強化促進基本構想で定める者

イ 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者

ウ 大町市の平均経営規模以上の者

エ 効率的かつ安定的農業経営への意欲をもって規模拡大・経営改善を目指す者で、他産業並みの年間所得の水準を実現できる見込みのある者

オ 第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等で個別協定を締結し、農作業の受託者となった者

カ 旧八坂村長、旧美麻村長が認定した者

(4) その他必要な事項

1) 耕作放棄地の復旧に対する支援

ア 耕作放棄地の復旧のための、集落協定が締結される区域内において、耕作放棄地を含めて土地条件を整備することが必要な場合には、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」のうち遊休農用地活用土地条件整備を活用する。または「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用し推進する。なお、その実施に当たっては、費用対効果の算定結果において投資効果率が1.0以上となっているほか、次の点に留意する。

(ア) 農業生産活動を目的とした土地条件整備

a 受益者数は3者以上であること。

b 面整備に係るものにあつては、次のいずれかに該当すること。

(a) 遊休農用地を活用しようとする者(以下「遊休農地活用者」という。)が現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利(以下「使用収益権」という。)の設定若しくは移転を受けているもの。

(b) 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から同意又は確約を書面をもって得ているもの。

(c) 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利及び使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であつて、書面によって契約されているもの。

- c 農業生産法人以外の法人が遊休農地活用者となる場合は、市又は農地保有合理化法人が実施主体となって整備を実施すること。

(イ) 市民農園の整備を目的とした土地条件等の整備

- a 整備の対象となる市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の認定を受けているものであること。
- b 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が開設する場合にあっては、受益者数3者以上であること。
- c 地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者が市民農園を開設しようとする場合には、市又は農地利用集積円滑化団体が実施主体となって整備を実施すること。

2) 土地改良事業における通年施工等の取り扱い等

ア 土地改良通年施工の対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業とする。ただし、次の条件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施工の対象事業として取り扱う。

- a 当該年度の6月30日（平成22年度にあっては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は、農林漁業金融公庫若しくは、農業近代化資金の融資の対象となることの決定又は、これに準じる措置がなされること。
- b 当該年度内に事業が終了すること。
- c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又は、これに準ずる事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき施工する次に掲げる事業をいう。

- a ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）
- b 客土事業
- c その他土地改良事業のうち、a又はbに該当する工種

3) 地目変更に伴う措置

田を畑に転換した場合は、当該農地を畑の傾斜基準で対象の可否を判断する。その結果、対象となる場合は畑の単価とする。但し、地目を変更することにより、要件をみたさなくなった場合は、地目変換後の緩傾斜の単価を適用する。

4) 農業生産条件の強化の工種

集落協定参加者の自己施工により行うほ場整備（区画整理、客土、暗渠敷設等）、棚田の石垣・法面の改修、農道の整備（新設、拡幅、改修）、水路の整備（新設、拡幅、改修）、防風林の設置等。